

本人確認書類

	窓口で請求する場合	郵送で請求する場合(※1)
本人	本人の本人確認書類(㉞)を1点 又は㉟を2点)の提示	左記書類のコピーの提出
		本人の住民票の写し(※2)の提出
死者の相続人 (死者に関する情報を相続人が請求する場合)	相続人の本人確認書類(㉞)を1点 又は㉟を2点)の提示	左記書類のコピーの提出
	相続人の資格を証明するもの (戸籍謄本等)(※2)の提出	左記に同じ
		相続人の住民票の写し(※2)の提出
法定代理人(※3) (未成年者の親権者、未成年後見人、成年後見人が代わって請求する場合)	法定代理人の本人確認書類 (㉞)を1点又は㉟を2点)の提示	左記書類のコピーの提出
	法定代理人の資格を証明するもの (戸籍謄本等)(※2)(※4)の提出	左記に同じ
		法定代理人の住民票の写し(※2)の提出
任意代理人 (本人から委任を受けた代理人が代わって請求する場合)	任意代理人の本人確認書類 (㉞)を1点又は㉟を2点)の提示	左記書類のコピーの提出
	委任状(様式第38号)(※2)(※5)の提出	左記に同じ
	委任者の印鑑登録証明書(※2) 又は 委任者の本人確認書類(㉞)を1点 又は㉟を2点)のコピーの提出	左記に同じ
		任意代理人の住民票の写し(※2)の提出

《本人確認書類》

㉞当該書類1通で本人確認を行う書類

運転免許証、個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士(主任者)証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、顔写真付き各種仮証明書又は引換書類、旅券、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、電気工事士免状、外国政府が発行する外国旅券、療育手帳、国公立大学の学生証、その他市長が認めるもの

㉟当該書類2通で本人確認を行う書類

健康保険の被保険者証、国民健康保険の被保険者証、後期高齢者医療保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、共済組合員証、恩給証書、児童扶養手当証書、各種仮証明書又は引換書類、住民基本台帳カード(住所記載のないもの)、印鑑登録証、り災証明書、敬老手帳、その他市長が認めるもの

※1 郵送により開示請求が行われる場合

郵送により開示請求が行われる場合は、本人確認書類と併せて開示請求者の住民票の写しの提出を求めます。

ただし、法人等が代理人として郵送請求をする場合は、住民票の写しの代わりに法人等の登記事項証明書の提出を求めます。

※2 住民票の写し、戸籍謄本、委任状、印鑑登録証明書

請求の前 30 日以内に作成されたものに限り、コピーは認められません。

※3 公益社団法人等が法定代理人として開示請求をする場合

成年後見人となっている福祉関係の公益社団法人、社会福祉法人等が法定代理人として開示請求をする場合は、法定代理人の資格を証明する書類(成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等)に加えて、次の書類の提示又は提出を求めます。

窓口請求：請求の任に当たる者(担当者)の本人確認書類(㊦を 1 点又は㊧を 2 点)を提示し、法人の印鑑証明書(又は印鑑カード)及びそれにより証明される印が押された担当者への委任状(代表者本人が請求の任に当たる場合は委任状不要)の提出。

郵送請求：請求の任に当たる者(担当者)の本人確認書類(㊦を 1 点又は㊧を 2 点)のコピーに加え、法人の登記事項証明書の提出。なお、確認のため開示請求書にも押印を求めます。

※4 法定代理人の資格を証明する書類

法定代理人としての資格を証明する書類には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等があります。

※5 委任状

委任状に実印を押印した場合は委任者の印鑑登録証明書を添付し、実印以外を押印した場合は委任者の本人確認書類(㊦を 1 点又は㊧を 2 点)のコピーを添付しなければなりません。